

各指定居宅介護支援事業所管理者 様

大牟田市長 関 好孝
(福 祉 課)

令和 7 年度後期特定事業所集中減算に係る書類の作成及び提出について (通知)

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 1 2 年 3 月 1 日老企第 3 6 号) に基づき、全ての指定居宅介護支援事業所は、年 2 回 (前期・後期) 標記書類を作成することとされています。

また、この場合において、前 6 か月に作成した全ての居宅サービス計画 (ケアプラン) のうち、訪問介護サービスなどの各居宅サービスについて、紹介率最高法人の割合が 8 0 % を超えた場合には、その理由の有無にかかわらず、市長に書類を提出することとされています。

つきましては、各事業所で標記書類を作成し、上記に該当する場合は、関係書類を提出してください。

なお、当課において、8 0 % を超えた正当な理由の有無を審査し、その結果については、後日通知します。

記

1 作成及び提出する書類

「居宅介護支援における特定事業所集中減算」様式 1 及び様式 2

※ 別添「居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算の取扱いについて」を参考に、書類を作成してください。

※ 様式 2 については、別添「居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算の取扱いについて」の【大牟田市における「正当な理由」の方針】の⑤または⑥に該当する事業所のみ作成してください。

※ 紹介率最高法人の割合が 8 0 % を超えており、かつ、「正当な理由」がある場合は、確認資料を添付してください。

2 判定期間

令和 7 年度後期 (令和 7 年 9 月～令和 8 年 2 月サービス提供分)

3 提出期限

令和 8 年 3 月 1 5 日 (日)

※期限内の提出が難しい場合はご連絡ください。

4 留意事項

- 事業所の新規指定又は事業所の休止若しくは廃止のため、サービス提供期間が判定期間の6か月を満たさない場合は、書類を提出する必要はありません。
- 各サービスの紹介率がいずれも80%以下の場合は、書類の提出は不要です。ただし、「正当な理由⑤または⑥」に該当する利用者を算定要件から除外したことで、80%以下となった場合は、書類の提出が必要です。
また、各事業所は書類の提出の有無にかかわらず、必ず書類を作成し、5年間保存してください。(運営指導等で確認します。)
- 計算方法については、誤りのないよう「よくある問合せ及び注意事項」等を必ず確認の上、作成してください。

注) 1人の利用者に対して、複数の事業所が同一のサービスを提供するよう計画された場合でも、当該サービスを位置付けた居宅サービス計画数(分母)は1件です。
なお、事業所のシステムソフト上で「特定事業所集中減算の算定」を自動計算する機能で「実数」と「延べ数」2通りの割合がでる場合がありますが、「実数」で算定してください。

5 届出様式

届出に係る様式は大牟田市ホームページに掲載しています。

【ホームページ掲載場所】

ホーム>分類から探す>健康・福祉・介護>高齢者の介護・福祉>介護保険制度

6 問合せ及び提出先

提出は「電子申請届出システム」の加算に関する届出より提出してください。

※やむを得ない事情により「電子申請届出システム」による届出を行うことができない場合は、LoGo フォームより届出をしてください。

〒836-8666

大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市福祉課 介護保険担当

電話：0944-41-2683